

第6編 伊那中央行政組合職員退職手当基金の設置、管理及び処分に関する条例

伊那中央行政組合職員退職手当基金の設置、管理及び処分に関する条例

昭和54年11月27日

条例第1号

改正 平成10年4月1日 条例第1号

(設置)

第1条 伊那中央行政組合職員退職手当金充当のため、職員退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、3,730千円以上とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 組合長は財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法・期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年4月1日条例第1号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。